

地域医療連携ネットワークシステム連携 BOX 利用手引き

令和2年4月23日

船橋市立医療センター
地域医療連携室

地域医療連携ネットワークシステム（連携 BOX）利用手引き

船橋市立医療センター
地域医療連携室

1. 概要

船橋市立医療センターでは、地域医療機関へ速やかに情報提供を行うため、インターネットを利用した「地域医療連携ネットワークシステム」を導入する。

2. 導入システム

- ①システム名称 連携 BOX
- ②提供元 コニカミノルタヘルスケア株式会社
担当 関東支店 千葉営業所（0570-000769）

3. 個人情報保護

地域医療連携ネットワークシステムでは、インターネットを介して個人情報を提供することから、個人情報保護に特に配慮する。よって、個人情報保護法第 23 条第 2 項に基づき、データの提供に際しては、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る場合において運用するものとし、また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省）」に基づき、他の医療機関との連携を図る目的で、医療サービスの提供に必要な範囲で適切に第三者へ提供されるよう、運用する。

4. 利用者

利用者は、船橋市立医療センターに連携医として登録する地域医療機関（以下「登録連携医」という。）とし、次項「5. 利用手続」の手続を行った者とする。

5. 利用手続

- ①利用を希望する登録連携医は、船橋市立医療センター地域医療連携室あてに、1) 医療機関名、2) E-Mail アドレス、3) 電話番号、4) FAX 番号、5) 担当者名、を電話・FAX・E-Mail 等で連絡し、申し込む。
- ②船橋市立医療センターは、①の利用申し込みを受け、利用申込者に登録招待メールを送付する。
- ③利用申込者は、船橋市立医療センターからの登録招待メールよりログイン手続を行い、ID、パスワードを取得する。
- ④参加申込者は、ID、パスワードを取得後、速やかに船橋市立医療センターにログイン ID を連絡する。
- ⑤利用申込者から④の連絡を受けた船橋市立医療センター地域医療連携室は、参加申込者に対し、「連絡受付票」（別紙様式）を送付し、その送付翌日から、次項「6. 情報提供の範囲」

の範囲において、登録者への情報提供を開始する。

6. 情報提供の範囲

①放射線検査の画像とレポート

②その他

①以外の情報を地域医療連携ネットワークシステムで提供する場合には、その都度地域医療連携室から通知を行う。

7. 運用の取り扱い

①地域医療連携ネットワークシステムに参加する登録連携医は、「5. 利用手続」に従い、所定の手続を経た上で利用するものとする。

②登録連携医は、「3. 個人情報保護」に基づき、地域医療連携ネットワークシステムを介して情報提供が行われる際、患者に対して説明し同意を得るものとする。

③地域医療連携ネットワークシステムによる情報提供は、提供開始翌日から1週間とする。

(別紙様式)

令和 年 月 日

様

船橋市立医療センター
地域医療連携室

船橋市立医療センター地域医療連携ネットワークシステム連絡受付票

令和 年 月 日よりサービスを開始します。